

資

料

資料 1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場 舗装整備 バス発着所舗 装整備	大山町	面積 11,166㎡ 収容能力 206台	20,000 <sup>千円</sup>
			〃	1,455㎡	1,700
	山陰海岸国立公園	城原園路整備 鳥取砂丘清掃 施設整備  砂丘道路チュ ーリップ植栽	岩美町 鳥取市	安全柵 L = 633 m 焼却炉 1、空缶圧縮機 1、ガッス粉碎機 1 ゴミカゴ 28 収容棟 ( 9.8㎡ ) 1 棟	5,000 2,415
			福部村	植栽延長 1,135 m チューリップ球根 57,200球	572
氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	雨滝園地整備	国府町	面積 1,018㎡	2,000	
小計				31,687	
47	大山隠岐国立公園	大山頂上歩道 整備  清掃施設整備	大山町	延長 1,821 m 柵延長 1,712 m 制礼 43本	2,200
			溝口町	ごみ焼却炉、空缶圧縮機、ガッス粉碎機	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘道路 整備 鳥取砂丘道路 補償工事	福部村	アスファルト舗装 L = 648.6 m W = 7.0 m バス停 1 国道拡巾 L = 18.8 m W = 3.0 m ~ 0 m 歩道 L = 188 m W = 3 m ~ 1.5 m	29,200 6,700
				氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	雨滝歩道整備
小計				44,500	
48	大山隠岐国立公園	大平原清掃施設整備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟、電気設備一式	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	面積 6,591㎡	14,600

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 48		鳥取砂丘道路 整備	鳥取市 "	アスファルト舗装 L = 460 m W = 7.0 m アスファルト舗装 L = 340 m W = 7.0 m	25,200 18,200
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	芦津園地整備	智頭町	園地 L = 2,500 m W = 1.5 m 駐車場面積 1,000㎡ 砂利敷 公衆便所 18.6㎡	11,800
	小 計				72,800
49	大山隠岐国 立公園	大山自然科学 館整備	大山町	RC二階建 延べ39,410㎡	50,600
	山陰海岸国 立公園	鳥取砂丘排水 処理施設整備	鳥取市 福部村	排水管 HPφ200㎜ L = 1,500 m LPφ150㎜ L = 1,100 m φ200㎜ L = 650 m 圧送ポンプ 3か所 沈澱池、電設設備汚泥槽	102,250
	比婆道後帝 釈国定公園	船通山歩道整 備	日南町	L = 1,170 m W = 1.0 ~ 1.5 m 簡易施設 (指導標10基、案内板2基)	3,000
	小 計				155,850
50	大山隠岐国 立公園	鍵掛峠園地整 備	江府町	公衆便所 RC 2,688㎡ 駐車場 528㎡ 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営場 整備	若桜町	野営場 9,000㎡ 300人収容 取合車道 L = 506 m W = 3.0 m 炊事場 22.8㎡ 2棟 便所 18.6㎡ 2棟 給水施設、電気工事一式	28,000
	小 計				38,000
51	大山隠岐国 立公園	大山自然科学 館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸国 立公園	浦富駐車場整 備 鳥取砂丘道路 整備	岩美町 福部村	駐車場舗装 2,299㎡ ロックネット 655㎡ 砂防柵 L = 182 m H = 95cm	7,800 5,000
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営場 整備	若桜町	サイト造園 4,032㎡ 歩道 L = 260 m W = 1.5 m	29,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 51				取付車道 L = 198 m W = 3.0 m	千円
	小計				49,800
52	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000
53	大山隠岐国立公園	榎原駐車場 大山自然科学館展示整備	大山町 "	駐車場造成 人文コーナー整備	24,000 10,000
	小計				34,000
54	大山隠岐国立公園	大平原園地整備 榎原園地整備 一向平野営場整備	江府町 大山町 東伯町	駐車場舗装(アスファルト) 2,500㎡ 芝生広場造成 11,506㎡ テントサイト整備 2,146㎡ 炊事場 36.1㎡ 1棟 公衆便所 33.3㎡ 1棟 給水施設 1式	10,000 20,000 12,000
	小計				42,000
55	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	RC造平家建 393.6㎡ 展示 1式	80,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	管理車道舗装 W = 3.0㎡ L = 705㎡	14,000
	小計				94,000
56	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	駐車場 AS舗装 1,358㎡ サイト造園 896㎡ 污水浄化施設 1式 空調施設 1式 展示 1式	59,245
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道 L = 1,310 m W = 1.5 m	10,000
	大山隠岐国立公園	一向平野営場整備	東伯町	駐車場 1,050㎡ 管理棟 木造 48.7㎡	14,800
	小計				84,045

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 57	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道改良 L = 1,894 m W = 0.8~1.5 m 休憩所 ぎ木造 1.8㎡	9,400 <sup>千円</sup>
	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	歩道新設 L = 305 m W = 1.5 m 安全施設 L = 320 m 標識区間 L = 1.4km	15,000
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	取付道拡幅 L = 195 m W = 8.0 m 駐車場拡張 AS舗装 909㎡	20,600
	大山隠岐国立公園	大山周廻歩道整備	大山町	歩道改良 L = 266 m W = 1.5 m 木道 L = 115 m W = 0.5 m 柵 L = 410 m	27,400
	小計				72,400
58	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	休憩所 RC造 A = 14㎡ 深勝歩道改良 W = 1.5 m L = 1,080 m 防護柵等 1式 L = 330 m	13,800
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	駐車場アスファルト舗装 A = 4,924㎡ 歩道 L = 377 m W = 2.0~3.0 m	38,000
	大山隠岐国立公園	元谷避難小屋新築	大山町	避難小屋 木造 59.61㎡	16,000
	小計				67,800
合計				797,882	

(2) 県立公園(単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園公衆 便所	倉吉市	1棟 26㎡	1,000 <sup>千円</sup>
		馬の山車道 鉢伏山駐車場	羽合町	L = 654 m W = 4 m	2,400
			東郷町	面積 1,875㎡ 収容力 バス5台、小型車52台	2,000
	奥日野県立 公園	滝山公園園地	日野町	歩道 826 m 東屋 14㎡ 3棟	2,600
小計				8,000	

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 47	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩道	倉吉市	L = 491.7 m    W = 2.0 m	1,000 <small>円</small>
	奥日野県立 公園	滝山公園歩道	日野町	L = 516.8 m    W = 1.0 m	1,800
	小 計				2,800
48	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩道 三徳山歩道	倉吉市 三朝町	L = 465.8 m    W = 2.0 m L = 314.8 m    W = 1.5 m	1,000 2,400
	奥日野県立 公園	滝山公園芝張	日野町	面積    1,508.6㎡	1,000
	小 計				4,400
49	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園園地	倉吉市	歩道 L = 400 m    W = 1.5 m 清掃設備、焼却炉1基	2,000
	奥日野県立 公園	滝山公園休憩 舎 石霞溪歩道	日野町 日南町	鉄骨カフトタンぶき 35㎡ 簡易施設(ベンチ2基) L = 700 m    W = 2.0 m	1,000 3,500
	小 計				6,500
50	奥日野県立 公園	鶉ノ池公園歩 道 石霞溪歩道	日野町 日南町	L = 485 m    W = 1.5 m L = 110.2 m    W = 1.0 m	2,000 1,500
	小 計				3,500
	51	奥日野県立 公園	鶉ノ池園地	日野町	給水場 1基    給水管 200 m 洗場 1か所
小 計					2,000
52	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L = 687.8 m    W = 1.5 m 取付道路 L = 28.5 m    W = 2.0 m 植栽(サクフ) 85本	3,000
	奥日野県立 公園	鶉ノ池園地	日野町	整地 10,000㎡ 便所 2棟	2,000
	小 計				5,000
53	奥日野県立 公園	鶉ノ池園地	日野町	整地 9,860㎡ 張芝 1,220㎡	2,000

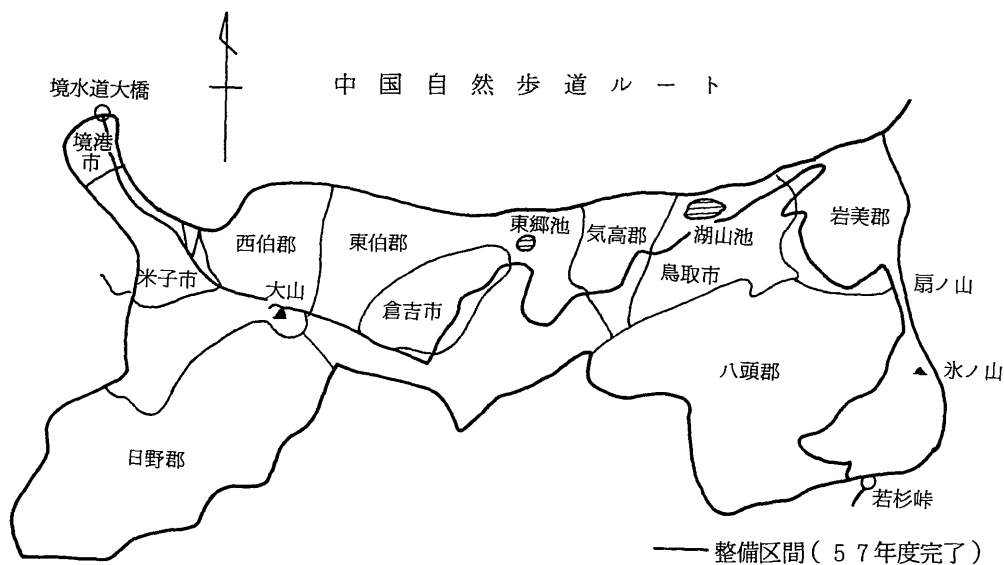
年度	公園名	事業名	事業所	事業内容		事業費
昭和 53	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	広場整備 取付道 排水溝	4,363㎡ 45m 218m	2,000 <sup>円</sup>
		浅津駐車場 三朝駐車場	羽合町 三朝町	駐車場舗装 駐車場舗装 外柵	1,240㎡ 584㎡ 85㎡ 案内板 1基	2,000 2,000
	小計					8,000
54	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	駐車場造成	982㎡	2,000
		打吹公園 三朝園地	〃 三朝町	休憩所 休憩所	39.29㎡ 1棟 16.0㎡ 1棟	3,000 2,000
	小計					7,000
55	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	休憩所	22㎡ 1棟	2,000
	奥日野県立 公園	鶴ノ池車道	日野町	車道舗装	L = 450 m W = 3.5 m	5,630
	小計					7,630
56	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	展望休憩所	鉄骨造り 33.9㎡	5,200
	奥日野県立 公園	鶴ノ池車道 花見山駐車場	日野町 日南町	車道舗装 駐車場	L = 458 m W = 3.5 m 866㎡	4,000 6,000
	小計					15,200
57	三朝東郷湖 県立公園	今滝歩道	東郷町	歩道 休憩所	L = 237 m W = 1.5 m ギ木造 4㎡	5,000
	奥日野県立 公園	鶴ノ池便所	日野町	公衆便所	C・B造 18.6㎡	2,500
	小計					7,500
58	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	修景代 歩道 ネットフェンス	3,099㎡ L = 138 m W = 2.0 m H = 3.0 m L = 40 m ほか	3,000
	奥日野県立 公園	鶴ノ池野営場	日野町	アプトサイト 炊事棟	4,586㎡ 24㎡	5,000
	小計					8,000
合	計					85,530

## (3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 52	川床・一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L = 9,039 m W = 1.5 m 吊橋 L = 45 m W = 1.0 m (大山隠岐国立公園内)	29,800 <sup>千円</sup>
	岩戸大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L = 2,650 m W = 1.5 m 休憩所 1棟 28㎡ 公衆便所 2棟 49㎡ (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小計			60,000
53	川床赤松線	大山町	歩道新設 L = 649 m W = 1.5 m 休憩所 1棟 28㎡ 歩道改良 L = 3,967 m W = 1.5 m (大山隠岐国立公園内)	27,200
	雨滝・扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L = 5,552 m W = 1.0~1.5 m 歩道改良 L = 5,500 m W = 1.0~1.5 m 橋 L = 10 m W = 1.5 m 休憩所 1棟 55㎡ (氷ノ山・後山・那岐山国定公園内)	32,800
	小計			60,000
54	雨滝大谷線	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 L = 6,921 m W = 1.0 m 標識区間 46.5 km 休憩所 4棟 51㎡ 公衆便所 1棟 20㎡ (公園外)	45,000
	一向平三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L = 2,700 m W = 1.5 m 標識区間 46.0 km 休憩所 2棟 22㎡ 公衆便所 3棟 37㎡ (公園外)	36,000
	小計			81,000
55	岩戸・浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3 km 公衆便所 1棟 16㎡ (山陰海岸国立公園内)	7,000
	浜坂・三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L = 6,000 m W = 1.0 m 標識区間 45.5 km 休憩所 2棟 26㎡ 公衆便所 1棟 12㎡ (公園外)	52,800
	小計			59,800



年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 56	芦津・三滝奥線	智頭町	歩道(改良) L = 2,912 m W = 1.5 m 標識区間 5.0 km 休憩所 杉木造 19.8㎡ (氷ノ山後山那岐国定公園)	17,600 <sup>千円</sup>
	広留野 扇ノ山線	若桜町	歩道(改良) L = 1,088 m W = 1.5 m 標識区間 1.5 km (氷ノ山後山那岐山国定公園)	7,200
	芦津 広留野線	智頭町 八東町 若桜町	歩道(改良) L = 10,017 m W = 1.5 m 標識区間 21.0 km 休憩所 杉木造 19.8㎡	33,900
	小 計			58,700
57  (事業完了)	金門 寂静山	大山町	歩道(改良) L = 1,087 m W = 1.0~1.5 m 休憩所 木造 12.6㎡ (大山隠岐国立公園)	5,000
	狩谷山・若杉峠	若桜町	歩道(新設) L = 3,857 m W = 1.5 m (氷ノ山後山那岐山国定公園)	11,400
	三滝奥・狩谷山	智頭町	歩道(新設) L = 2,169 m W = 1.5 m 標識区間 L = 3.6 m (公園外)	7,500
	赤松・境水道大橋	大山町 米子市 境港市	標識区間 L = 38 km 休憩所 杉木造 18㎡ 2棟 (公園外)	11,100
	小 計			35,000
合 計				354,500



## 資料 2 昭和 57 年度常時監視測定結果の他県との比較

### 1 概 要

昭和 57 年度に中国 5 県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表 1～表 5 のとおりである。

注 1 各表中数値は、昭和 57 年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編昭和 58 年 12 月から抜粋。

注 2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注 3 複数局ある鳥取、岡山、広島、山口の各県については、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

### 2 各物質の比較

表 1～表 5 のとおり。

表 1 二酸化硫黄の比較

都道府県	局数	区分	年平均値	1 時間値が 0.1 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値
			(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥 取	6 (4)		0.005	0	0	0	0	0.02	0.008
			0.010	2	0.0	3	1.7	0.13	0.038
島 根	1 (国設)		0.004	0	0	0	0	0.04	0.008
岡 山	54 (14)		0.004	0	0	0	0	0.03	0.007
			0.016	20	0.1	5	1.4	0.13	0.037
広 島	51 (21)		0.004	0	0	0	0	0.02	0.006
			0.014	2	0.0	0.0	0.0	0.13	0.027
山 口	41 (12)		0.004	0	0	0	0	0.03	0.008
			0.012	3	0.0	3	0.8	0.15	0.029

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	局数	区分	年平均値	8時間値が2.0 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が1.0 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
				(ppm)	(回)	(%)	(日)		
鳥取	5 (3)		0.3	0	0	0	0	2	0.5
			0.5						
島根	1 (国設)		0.4	0	0	0	0	2	0.6
岡山	2 (1)		0.6	0	0	0	0	4	1.2
			0.7						1.5
広島	1 (国設)		0.3	0	0	0	0	1	0.6
山口	4 (3)		0.5	0	0	0	0	5	1.2
			1.5						

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	局数	区分	年平均値	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
				(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)		
鳥取	5 (3)		0.021	0	0	0	0.0	0.13	0.037
			0.032						
島根	1 (国設)		0.029	6	0.1	0	0	0.30	0.071
岡山	4 (3)		0.025	4	0.0	0	0.0	0.60	0.108
			0.037						
広島	19 (12)		0.018	0	0.0	0	0.0	0.14	0.052
			0.059						
山口	-		-	-	-	-	-	-	-

表4 窒素酸化物の比較

都道府県	局数	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )				窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )				
		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub>
						(日)	(%)						
鳥取	5 (3)	0.001	0.02	0.004	0.003	0	0	0.03	0.008	0.005	0.05	0.012	63.3
		0.006	0.17	0.019	0.010			0.06	0.018	0.016	0.22	0.036	74.1
島根	1 (国設)	0.001	0.04	0.003	0.003	0	0	0.06	0.011	0.004	0.09	0.013	83.0
岡山	44 (13)	0.004	0.07	0.010	0.007	0	0	0.04	0.018	0.012	0.09	0.031	39.0
		0.033	0.38	0.102	0.026			0.14	0.041	0.060	0.40	0.135	74.8
広島	45 (23)	0.001	0.01	0.003	0.005	0	0	0.03	0.012	0.007	0.05	0.018	34.8
		0.030	0.38	0.111	0.034			0.11	0.052	0.064	0.45	0.158	84.6
山口	26 (11)	0.003	0.06	0.011	0.007	0	0	0.05	0.016	0.010	0.10	0.024	28.6
		0.027	0.46	0.076	0.025			0.17	0.044	0.053	0.50	0.115	75.2

(注) サルツマン係数0.84の吸光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	区分 局数	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値 が0.06ppmを超え た日数と時間数		昼間の1時間値 が0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	5 (3)	36	629	3	13	0	0	0.08	0.041
		357	5,339	19	87	0	0		0.056
島根	1 (国設)	360	5,223	29	169	0	0	0.09	0.040
岡山	37 (12)	243	3,568	7	14	0	0	0.07	0.029
		365	5,434	88	415	3	4	0.14	0.053
広島	31 (15)	307	4,424	1	3	0	0	0.07	0.020
		365	5,340	138	812	3	7	0.15	0.056
山口	18 (12)	345	4,760	0	0	0	0	0.06	0.019
		365	5,309	8	29	0	0	0.09	0.034

資料3 ばい煙発生施設に係る窒素酸化物規制の経緯

	第1次規制 (昭和48年8月)	第2次規制 (50年12月)	第3次規制 (52年6月)	第4次規制 (54年8月)	第5次規制 (58年9月)
規制の概要	(1) NO <sub>x</sub> 排出基準の設定……大型ボイラー、大型加熱炉及び硝酸製造施設	(1) 排出基準の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……中型のボイラー及び加熱炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大……大型のセメント焼成炉及びコークス炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……小型のボイラー及び加熱、中型のセメント炉及びコークス炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大……焼結炉、アルミナ焼成炉及び廃棄物焼却炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……小型のボイラー、焼結炉、アルミナ焼成炉、金属屑加熱炉、廃棄物焼却炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大……ガス発生炉、加熱炉、ばい煙炉等の施設	(1) 固体燃焼ボイラーの排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の特例の廃止、排出基準値の強化……焼結炉、精製炉、焙焼炉、垂鉛滓処理炉、反射炉
規制対象施設数	約1,500 全ばい煙発生施設の1.1%	約3,400 (2.5%)	約13,000 (9.5%)	約105,000 (72.9%)	
全ばい煙発生施設から排出されるNO <sub>x</sub> 量に占める規制対象施設からのNO <sub>x</sub> 量の割合	38%	44%	73%	95%	

(注) 昭和56年版「環境白書」環境庁編から抜粋。

資料4 はい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧(1)

はい煙発生施設の 種類 ※1	規模 (最大定格排ガス量 万Nm <sup>3</sup> /h)	残存酸 素濃度 (百分率)	排出基準値				
			48年8月9日 までに設置された施設	48年8月10日 から50年12月 9日までに設 置された施設	50年12月10日 から52年6月 17日までに設 置された施設	52年6月18日 から54年8月 9日までに設 置された施設	54年8 月10日 以降設 置され た施設
ガス専焼ボイラー	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5未満	} 5%	} 130ppm } 150ppm 59.8.10から150ppm	} 130ppm } 150ppm 59.8.10から150ppm	} 100ppm } 130ppm 150ppm 59.8.10から150ppm	60ppm } 100ppm 130ppm } 150ppm	} 60ppm } 100ppm 130ppm } 150ppm
液体燃焼ボイラー	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5未満						
ガス発生炉、加熱炉		7%	170ppm	170ppm	170ppm	170ppm	150ppm
焼結炉	10以上 1～10 1未満	} 15%	260ppm 270ppm 300ppm	260ppm 270ppm 300ppm	260ppm 270ppm 300ppm	} 220ppm 300ppm	} 220ppm
アルミナ製造用煏焼炉	1以上 1未満						
煏焼炉		10%	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm
焙焼炉		14%	250ppm	250ppm	250ppm	250ppm	220ppm
溶鋳炉		15%	120ppm	120ppm	120ppm	120ppm	100ppm
金属溶解炉※3		12%	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm	180ppm
金属加熱炉	10以上 1～10 0.5未満	} 11%	160ppm } 170ppm 200ppm	160ppm } 170ppm 200ppm	100ppm 150ppm 170ppm 200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
石油加熱炉	4以上 1～4 0.5未満					} 6%	170ppm } 180ppm 200ppm
触媒再生塔		6%	300ppm	300ppm	300ppm		
セメント焼成炉	10以上 10未満	} 10%	} 480ppm	} 480ppm	250ppm 480ppm	250ppm 350ppm	250ppm 350ppm
板ガラス、ガラス繊維製造用熔融炉						15%	400ppm
反応炉、直火炉		6%	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm	180ppm
乾燥炉		16%	250ppm	250ppm	250ppm	250ppm	230ppm
廃棄物焼却炉	4以上 4未満	} 12%	} 300ppm	} 300ppm	} 300ppm	250ppm 300ppm	} 250ppm
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上					12%	

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万Nm<sup>3</sup>/h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外される。

※3 キュボフは適用除外される。

はい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧(2)

～ 固体燃焼ボイラー～

新設施設の NOx 排出基準

(単位 ㎍)

排ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	設置年月日	58.9.10(施行) ～59.9.9まで	62.3.31まで	62.4.1以降	備 考
	70 万 以 上		300	300	
10 万 ～ 70 万		300	300	250	
4 万 ～ 10 万		300	300	250	
下記以外のもの 散布式ストーカ		300 (320)	300 (320)	250 (320)	
4 万 未 満		300 (350)	300 (350)	300 (350)	
下記以外のもの 流動層燃焼方式のもの		360 (350)	300 (350)	300 (350)	

既設施設の NOx 排出基準

排ガス量	設置年月日	基 準(㎍)				
		48.8.9以前	48.8.10 50.12.9	50.12.10 52.6.17	52.6.18 54.8.9	54.8.10 58.9.9
70 万 (Nm <sup>3</sup> /h) 以上		400 <sup>*1,2,4</sup>	300 <sup>*5</sup>			
50 万 ～ 70 万		420 <sup>*1,2,3</sup>		300	300	300
20 万 ～ 50 万			350			
4 万 ～ 20 万		450 <sup>*7</sup>	380	350	350	350 <sup>*6</sup>
0.5 万 ～ 4 万						
0.5 万 未 満		(480) <sup>*8</sup>	(480) <sup>*8</sup>	(480) <sup>*8</sup>	380	380

- (注) 1 既設基準の適用は昭和59年9月10日から。(※3,※5,※7,※8を除く。)(附則2項)
- 2 ※1 50万Nm<sup>3</sup>/h以上、低品位炭専焼、火炉分割壁型放射過熱器を有する。火炉熱発生率14万kcal/m<sup>3</sup>/h以上→550㎍(附則別表第2の1項)
- ※2 30万Nm<sup>3</sup>/h以上、低品位炭専焼(※1以外)→480㎍
- ※3 20万Nm<sup>3</sup>/h以上25万Nm<sup>3</sup>/h未満、石炭専焼、前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率14万kcal/m<sup>3</sup>/h以上→450㎍(附則別表第2の3項)、昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)
- ※4 100万Nm<sup>3</sup>/h以上、石炭燃焼、接線型チルチングバーナーを有する(※1、※2以外)→430㎍(附則別表第2の4項)
- ※5 50万Nm<sup>3</sup>/h以上70万Nm<sup>3</sup>/h未満、火炉熱発生率20万kcal/m<sup>3</sup>/h以上、再熱再生抽気復水式自然循環型、昭和59年12月31日までに固体燃焼ボイラーに転換するもの→420㎍、変更の工事が完了した日から適用(附則4項)
- ※6 石炭専焼、流動層燃焼方式→0.5万～1万・390㎍、1万～4万・380㎍(附則別表第1の1項)
- ※7 →昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)
- ※8 →昭和59年8月10日から適用(附則2項1号)

資料 5 大気汚染防止法第 3 条第 2 項の政令で定めるばいじん排出基準

(施行規則第 4 条  
昭和 4 6.6.22 総理府令第 59 号  
改正 昭和 5 7.6.1 " 第 2 4 号)

番号	令別表第 1 の番号	施設名	規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm <sup>3</sup> )	O n (%)	一 般 (g/Nm <sup>3</sup> )	O n の扱い
1	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上 4~20 4未滿	} 0.05 0.10	} 5 5		
2	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上 4~20 1~4 1未滿	0.05 0.15 0.25 0.30	4 4 4 4	既設は当分の間 0.07とする 既設は当分の間 0.10とする	既設は60年6月30日まで適用を猶予する 60年6月30日まで適用を猶予する 当分の間適用を猶予する
3	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上 4~20 4未滿	0.15 0.25 0.30	Os Os Os	既設は当分の間 0.20とする 既設は当分の間 0.35とする	
4	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20以上 4~20 4未滿	0.10 0.20 0.30	6 6 6	* 既設は当分の間 0.25とする 既設は当分の間 0.25とする * 既設は当分の間 0.15とする 主たる燃料として低硫黄石炭を使用する既設のものは60年6月30日まで0.25とする	
5	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち同表の八の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	-	0.20	4	既設は当分の間 0.30とする	



番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm <sup>3</sup> )	O <sub>n</sub> (%)	一 般 (g/Nm <sup>3</sup> )	O <sub>n</sub> の扱い
6	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち前5項に掲げるもの以外のもの	20以上 4~20 4未満	} 0.30 0.30	} 6 6	既設は当分の間 0.40とする	既設は 当分の間適用 を猶予する
附	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭(一キログラム当たり発熱量五千キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	—	—	—	既設は当分の間 0.70とする	
7	2	令別表第一の二の項に掲げるガス発生炉	—	0.05	7		
8	2	令別表第一の二の項に掲げる加熱炉	—	0.10	7		
17	5	令別表第一の五の項に掲げる溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	O <sub>s</sub> O <sub>s</sub>	アルミウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉のうち既設は当分の間0.30とする	
18	6	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉	4以上	0.10	11	既設は当分の間 0.15とする	既設は 当分の間適用 を猶予する
			4未満	0.20	11	既設は当分の間 0.25とする	
19	7	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.15	6 6	潤滑油の製造の用に供する1万Nm <sup>3</sup> /h未満の既設のものは当分の間0.18とする	
22	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち土中釜	—	0.40	15		
23	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.30	15		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 ( $\text{万Nm}^3/\text{h}$ )	本 則		附 則		
				一般 ( $\text{g}/\text{Nm}^3$ )	$\text{O}_n$ (%)	一般 ( $\text{g}/\text{Nm}^3$ )	$\text{O}_n$ の扱い	
24	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10	10		既設は当分の間適用を猶予する	
25	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上 4未満					0.10 0.20
26	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4以上 4未満	0.15 0.25	15 15			
27	9	令別表第一の九の項に掲げる熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.15	15 15			
28	9	令別表第一の九の項に掲げる熔融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.15	16 16			既設は当分の間0.30とする
29	9	令別表第一の九の項に掲げる熔融炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	4以上 4未満	0.10 0.20	15 15			
30	10	令別表第一の十の項に掲げる反応炉及び直火炉	4以上 4未満	0.15 0.20	6 6			
31	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50	16 但し直接乾燥炉は0.5とする			2万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 未満の既設のものは当分の間0.60とする
32	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上 4未満	0.15 0.20	16 但し直接乾燥炉は0.5とする 16			既設は当分の間1~4万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ は0.30 1万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 未満は0.35とする

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm <sup>3</sup> )	O <sub>n</sub> (%)	一 般 (g/Nm <sup>3</sup> )	O <sub>n</sub> の扱い
33	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供するもの	—	0.20	O <sub>s</sub>		
34	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る。)及びカーバイトの製造の用に供するもの	—	0.15	O <sub>s</sub>		
35	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	4以上 4未満	0.10	O <sub>s</sub>		
36	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉	4以上 4未満			0.15 0.50	12 12
37	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.50	12	既設は 当分の間適用を 猶予する	

- 備考 1. この表に掲げるばいじんの量は、規格Z 8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
2. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。
3. 規模は、施設の1時間当たりの最大排出ガス量(湿り)により区分されている。
4. ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C$$

C ばいじん量 (g/Nm<sup>3</sup>)  
O<sub>n</sub> 施設ごとに定められた標準酸素濃度(%)  
O<sub>s</sub> 測定時の酸素濃度(%)  
C<sub>s</sub> 測定時のばいじん量 (g/Nm<sup>3</sup>)

資料 6 大気汚染防止法第 18 条の 3 の政令で定める粉じん発生施設の規制基準

( 施行規則第 16 条 昭和 4 6.6.22 )

令別表第2 の施設番号	粉じん発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス炉	原料処理能力が 1日当たり50t 以上であること。	1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか装炭車にフード及び集じん機を設置するか又は、これらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業はガイド車にフードを設置し及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌道の中が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行う。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）及び土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。	粉じんが飛散するおそれがある鉱物又は土石を堆積する場合は次の各号の一に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 葉夜の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物土石又はセメントの用に供するものに限り密閉式のものを除く）	ベルトの中が75cm以上であるか又はバケットの内容積が0.03 ㎡以上であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、又はセメントを運搬する場合は次の各号の一に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	粉じん発生施設	規 模	管 理 基 準
4	破碎機及び摩砕機（鉱物岩石又はセメントの用に供するものに限り湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力は75キロワット以上であること。	次の各号の一に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物岩石又はセメントの用に供するものに限り湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	5.の基準は、「4.の基準」と同じ。

## 資料 7 航空機騒音に係る環境基準

（昭和481227）  
環 告 154

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

（注） Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注)  $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 pub/179 に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩(slow)とする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

## 第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港（新東京国際空港を除く）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で85WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

- 備考 1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2. 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
3. 航空機騒音防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料 8 騒音規制法第 2 条第 1 項の政令で定める工場 事業場の特定施設一覧

施設		備 考
施設の種類	機 械 名	
1 金属加工機械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る  ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kw 以上のものに限る 矯正プレスを除く 呼び加圧能力が 30 重量トン以上のものに限る 原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る  タンプラスト以外のものであって密閉式のものを除く  原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る  原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る  原動機を用いるものに限る 気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る 混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る  ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る  原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る 製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15 kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る 原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る  原動機を用いるものに限る  ショルト式のものに限る
	ロ 製 管 機 械	
	ハ ベンディングマシン	
	一 液 圧 プ レ ス	
	ホ 機 械 プ レ ス	
	ヘ せ ん 断 機	
	ト 鍛 造 機	
	チ ワイヤフォー ングマシン	
	リ プ ッ ス ト	
	ヌ タ ン ブ ッ ー	
	2 空気圧縮機および 送風機	
3 土石用または鉱物 用の破碎機摩砕機、 篩および分級機		
4 織 機		
5 建設用資材製造機 械	イ コンクリートプ ラント	
	ロ アスファルトプ ラント	
6 穀物用製粉機		
7 木材加工機械	イ ドラムバーカー	
	ロ チ ッ パ ー	
	ハ 碎 木 機	
	一 帯 の こ 盤	
	ホ 丸 の こ 盤	
	ヘ か ん な 盤	
8 抄 紙 機		
9 印 刷 機 械		
10 合成樹脂用射出成 形機		
11 鋳 型 造 型 機		